

自衛隊イラク派兵違憲訴訟のサポーターを募集しています

「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本」から、控訴審ご支援のお願い

控訴審に向かう熊本訴訟

今年2月29日熊地裁亀川裁判長は、原告75名で訴えた自衛隊イラク派兵違憲訴訟に対して、申し立てを全て却下する門前払い判決をくだしました。ただ平和的生存権については「現時点では裁判規範性として認めるには躊躇」とし、将来的な可能性に含みを持たせました。これに対して、原告45名で直ちに控訴手続きを取り、熊本訴訟は福岡高裁の控訴審に移りました。



2008年2月29日熊本地裁前

航空自衛隊のイラク派兵は憲法9条違反！ - 名古屋高裁判決

航空自衛隊によるバグダッド空港への米軍兵員の輸送活動は、憲法9条1項とイラク特措法にも違反するという画期的な違憲判決が4月17日名古屋高裁で出されました。更に平和的生存権についても「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底の権利」であり憲法上の法的権利として認められると判断。この判決は確定しました。

存在感を増すイラク訴訟 - あなたもサポーターに！

名古屋高裁判決が確定した事により、政府は直ちに空自部隊の撤退に向け動き出す事が求められています。ところが政府閣僚はこの判決を「傍論」と切り捨て、三権分立を否定し判決を無視する構えです。更に米軍と世界中で軍事介入ができる「自衛隊海外派兵恒久法」を国会へ提出する準備を進めています。

全国十一地裁、五千名以上の原告が立ち上がった全国のイラク訴訟は、ついに名古屋高裁で憲法9条違反という判決を勝ち取りました。この判決を更に発展させ、自衛隊を撤退させるためにも残された札幌、岡山、熊本の訴訟は重要です。あなたも熊本訴訟のサポーターになって支援して下さい。



サポーター（支援者）会員申込の方法

年会費2000円を当会の郵便振替口座に振り込んで下さい。会費振り込みをもって会員とします。会員には「ニュースレター」（年4～5回発行）が郵送され、控訴審裁判の支援、当会が呼びかける催しへの参加などをお願いしています。

【郵便振替口座】01770-3-130432

【加入者名】自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本

<連絡先> 〒860-0811 熊本市本荘2-6-1-107 TEL: 096-366-0447 FAX: 096-363-5410
メール irakusaibankumamoto@yahoo.co.jp ホームページ <http://www.sensohoki.jp/haheiiken-k/>

「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本」サポーター会員申込書

私は「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本」のサポーターになります。

▶ お名前

▶ ご連絡先（住所）〒

（電話・FAX番号）

（メールアドレス）

▶ 申込日 年 月 日